

河内総合運動公園多目的ステーション機械警備業務仕様書

1 総 則

(1) 目 的

河内総合運動公園多目的ステーションの火災警報の監視及び盗難の防止を図るとともに、その他の不法行為を排除し、財産の保全を図ることを目的とする。

(2) 委託名称

河内総合運動公園多目的ステーション機械警備業務

(3) 委託場所

ア 名 称 河内総合運動公園多目的ステーション
イ 住 所 宇都宮市白沢町 1791 番地 3
ウ 建物面積 河内総合運動公園多目的ステーション 1,125 m²

(4) 適用の範囲

本仕様書は、「河内総合運動公園多目的ステーション機械警備業務委託」に適用する。

2 警備方法

施設内に、警備装置を設置し、受託者の本社又は通信指令本部と一般回線により接続する自動監視方式による機械警備とし、営業所等に警備員が 24 時間常駐し、すぐに出動できる体制であること。

ただし、警備装置を設置し、機械警備として機能が作動するまでの間は巡回警備を行うものとする。

3 警備任務

- (1) 火災、不法侵入、盗難等不良行為の異常の拡大防止
- (2) 事故認知時における関係機関への通報、連絡
- (3) 事故報告書の提出
- (4) 非常通報業務

4 警備装置

(1) 機能

施設内に設置する警報装置の機能は、次のとおりとする。

- ア 盗難防止のため施設内へ侵入する者を早期に発見する機能を有すること。
- イ ガラス等を破損し施設内へ侵入した者を早期に発見する機能を有すること。
- ウ 火災の発生を感知する機能を有すること。
- エ 執務時間中における非常事態に対応する非常通報装置を設置すること。

(非常通報装置は、1か所に設置し、非常通報装置の作動を事務室内で確認できる機能を持たせること。)

オ 夜間施設内へ侵入する者に対して威嚇する機能を有する装置を設置すること。

(2) 設置箇所

受託者は、市に対し、あらかじめ警備装置の種類、設置箇所、維持管理方法を書面で提出し、市の承諾を得るものとする。また、警備装置の設置箇所等を変更する場合も同様とする。

5 警備担当時間

1) 防犯警備

- ・ 平日、土曜日 午後 9時45分から翌日午前 8時30分まで
日曜日、祝日 午後 6時45分から翌日午前 8時30分まで
- ・ 休館日 12月29日から翌年1月3日まで
月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日であるときは、その翌日以降の最初の平日)
24時間対応

(2) 火災監視

24時間対応

(3) 非常通報対応

月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日であるときは、その翌日以降の最初の平日ただし7月20日から8月31日の期間を除く)及び12月29日から翌年1月4日までの日を除く日の

平日、土曜日 午前 8時30分から午後 9時45分
日曜日、祝日 午前 8時30分から午後 6時45分

6 勤務配置

受託者は、契約締結時に下記の事項を書面をもって、市に提出するものとする。

- (1) 基地局及び待機所の名称及び所在地
- (2) 待機所からの路程又は通常の対処時間
- (3) 受託者の指導監督・報告連絡の体制

7 異常事態発生時の対応

異常事態発生が信号が発せられた場合には、直ちに、警備員を現場に急行させ、異常事態の確認を行うとともに、火災の場合は消防署へ、盗難の場合は警察署へ連絡し、併せて別に市で定める市の責任者へ直ちに連絡し、協力して事態の処理にあたること。

8 警報装置の保守点検及び維持管理

- (1) 設置した警報装置は、受託者の責任において保守点検を行い、常に正常な機能を発揮するよう維持管理すること。
- (2) 委託期間中の警報装置の誤作動によって生じた損害は、受託者の負担すること。
- (3) 施設に設置した警報装置について、委託期間が満了したときは、受託者の負担により、速やかに原状に復すること。ただし、市が、軽微なものであると認めた場合は、この限りではない。
また、業務に支障が生じないよう必要に応じて新受託者と協議するものとする。

9 施設の鍵の貸与

施設の鍵の貸与については、次のとおりとする。

- (1) 委託業務遂行上必要とする施設の鍵については、これを貸与することとする。
- (2) 貸与した施設の鍵は、これを複製しないこと。
- (3) 契約終了時には、貸与した施設の鍵を返還すること。

10 警備報告書の提出

委託期間中に生じた事項については、次の報告書を提出すること。

- (1) 警備月報
 - ア 記載事項 委託期間中の毎日の警備状況
 - イ 提出時期 当該月の翌月の5日まで
- (2) 異常事態発生報告書
 - ア 記載事項 異常事態発生通報の原因
 - イ 提出時期 異常事態発生通報があった都度
- (3) 事故報告書
 - ア 記載事項 事故発生の状況、内容、その対応方法及びその他の必要事項
 - イ 提出時期 事故発生後の都度速やかに

11 損害の補償及び免責事項

損害の補償及び免責事項については、次のとおりとする。

- (1) 補償事項
 - ア 委託期間中に警備会社及び警備員の責任において発生した損害(第三者に及ぼした損害も含む)については、受託者が補償すること。
補償額は1事故につき対人補償、対物補償合わせて最高10億円を限度する。
 - イ 委託期間中に警備員が被った損害については、受託者が補償すること。
- (2) 免責事項
 - ア 市の瑕疵によるもの。

イ 受託者の責に負わない一般回線の不通によるもの。

ウ 天変地変その他不可抗力によるもの。

1 2 関係法令等の遵守

(1) 受託者は、業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

(2) 受託者は、その警備員等とは適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守すること。

1 3 その他

(1) この仕様書に記載されていない事項等が発生した場合は市と協議のうえ決定し、責任を持って対処すること。

(2) 職務上知り得た事項を他に漏らさぬこと。

(3) 警備員は、受託者の指定する制服を着用すること。